

# 路上生活者自立支援事業実施要綱

平成 22 年 7 月 20 日特別区福祉主管部長会決定  
平成 25 年 3 月 18 日特別区福祉主管部長会改正  
平成 27 年 3 月 17 日特別区福祉主管部長会改正  
令和 5 年 8 月 22 日特別区福祉主管部長会改正  
令和 6 年 3 月 25 日特別区福祉主管部長会改正

## (目的)

- 第 1 この要綱は、路上生活者対策事業実施大綱(以下「大綱」という。)に基づき実施する路上生活者自立支援事業(以下「自立支援事業」という。)に関し、必要な事項を定める。
- 2 この要綱上の路上生活者対策事業については、自立支援センター事業と呼称することができる。

## (定義)

- 第 2 この要綱において次の各号に掲げる用語は、当該各号の定めるところによる。

路上生活者：特別区内の道路、公園、河川、駅等の公共の空間で日常生活を送っている者で、日本国籍を有する者、出入国管理及び難民認定法(昭和 26 年政令第 319 号)別表第 2 に該当する者、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成 3 年法律第 71 号)に定める法定特別永住者、難民の地位に関する条約(昭和 56 年条約第 21 号)第 1 条又は難民の地位に関する議定書(昭和 57 年条約第 1 号)の規定による難民をいう。

福祉事務所：各特別区において、大綱に基づき実施する各事業を所管する部署をいう。

福祉事務所長：前号に定める部署の長をいう。

実施施設：自立支援事業を実施する大綱第 4 に定める路上生活者対策施設をいう。

自立支援住宅：大綱第 2 第 1 項第 3 号イの規定により利用者に地域生活移行のための自立生活訓練の場として提供する住宅設備(実施施設への入所が難しい者(女性、性的マイノリティ等)に提供する就労支援のための住宅設備を含む。)をいう。

就労支援住宅：物件や土地の広さ等の制約により、実施施設だけでは「路上生活者対策施設の建設及び設備に関する基準」に定める利用定員が確保できない場合に確保する住宅設備をいう。

支援会議：自立支援事業利用者の自立プログラムの策定、地域生活移行支援利用者の選定、その他自立支援事業の実施に必要な協議等を行うために、

施設長、施設職員及び職業相談員並びに福祉事務所担当者等でその内容に応じて構成し、施設長が主宰する会議をいう。

事業運営協議会：大綱第7に基づき、路上生活者対策施設の管理及び路上生活者対策事業の運営を円滑に行うため設置する「路上生活者対策事業運営協議会」をいう。

施設長：自立支援事業の管理運営責任者をいう。

委託法人：自立支援事業の実施を委託された法人をいう。

#### （就労支援）

第3 自立支援事業における就労支援は、宿泊援護、相談及び指導とする。

2 宿泊援護の内容は、次のとおりとする。

宿所及び生活設備の提供

食事及び入浴の提供

衣類及び日常生活用品の提供

その他保健衛生や娯楽等のサービス提供

前各号のほか、自立支援住宅及び就労支援住宅において就労支援を実施する場合は、以下の支援を行う。

ア 住宅設備及び生活用具の提供

イ 日常生活状況の把握及び指導の実施

ウ 通所指導

3 相談及び指導の内容は、次のとおりとする。

就労準備に向けた支援

就労又は転職に関する相談及び指導（以下「職業相談」という。）

就労の継続に向けた支援

生活相談及び日常生活管理指導

健康の維持・回復等の相談及び健康管理指導

その他法律相談、住宅相談等の専門相談

4 職業相談のほか、就労に向けた支援として、求職情報の提供、技能訓練、職場体験講習等の機会の提供などの便宜を提供する。

#### （地域生活移行支援）

第4 大綱第2の地域生活移行支援は、前第3の就労支援のうち宿泊援護について、宿所及び生活設備の提供を自立支援住宅において実施するものとし、食事及び入浴の提供は原則として実施しない。

2 地域生活移行支援では、利用者を自立支援住宅に入居させ、日常生活を営ませるとともに、次の支援を行う。

自立支援住宅設備及び生活用具の提供

日常生活状況の把握及び指導の実施

就労継続等に関する相談及び指導の実施

住宅相談その他地域生活移行に向けた支援

- 3 前項の支援のほか施設長が必要と判断した場合は、実施施設において利用者に提供されている全てのサービスを提供することができる。

(自立プログラム等)

- 第5 利用者が、自らの意思と行動により就労することによって、地域において安定した生活を営むことができるよう、大綱に定める路上生活者緊急一時保護事業(以下「緊急一時保護事業」という。)による基礎アセスメントを踏まえ、計画的な支援を実施するために次に掲げる支援を含む自立プログラムを作成する。

就労準備に関する支援

職業相談に関する支援

就労継続に関する支援

地域生活移行準備に関する支援

転宅に関する支援

- 2 施設長は、支援の進捗又は利用者の状況に合わせるため、第6のアセスメント結果を踏まえ、自立プログラムの見直しを行う。
- 3 自立プログラムは、第2第1項第7号に規定する支援会議における検討を経て、施設長が利用者と共同で作成、見直しを行う。

(アセスメント)

- 第6 自立支援事業利用者の個々の状況に即して最適の支援計画を作成していくために、緊急一時保護事業における基礎アセスメントのほか、支援の進捗に合わせて次のアセスメントを行う。

就労準備に関するアセスメント

職業相談に関するアセスメント

就労継続に関するアセスメント

地域生活移行準備に関するアセスメント

- 2 アセスメントは、利用者の希望及び意思を反映させるため、施設長が利用者と共同で作成する。
- 3 施設長は、アセスメントの結果を福祉事務所に適宜報告しなければならない。

(自立支援事業の実施)

- 第7 実施施設、自立支援住宅及び就労支援住宅(以下「施設」という。)の管理及び東京都が確保調整する自立支援住宅及び就労支援住宅の借上げ並びに設備備品の管理は、基本的に委託法人において行う。

- 2 第3から第6までの自立支援事業を行うにあたって、委託法人は福祉事務所、保健所、公共職業安定所及び協力医療機関等の関係機関と連絡を密にしながら進めるものとする。
- 3 前項の関係機関は、委託法人の行う支援に、十分協力するものとする。

- 4 東京都は、自立支援事業における就労支援が円滑に行えるよう、職業相談員の確保及び国が実施するホームレス等就業支援推進事業受託団体等との連携体制の確保に関する調整を行うものとする。
- 5 東京都は、自立支援事業における地域生活移行支援を円滑に実施できるよう自立支援住宅を各区均等に確保し、また委託法人等が円滑に借り上げることができるよう、特別区と協議し確保調整を行う。

(利用対象者)

- 第8 自立支援事業の就労支援の利用対象者は、原則として緊急一時保護事業の利用者で、緊急一時保護事業による基礎アセスメントの結果、就労意欲があり、かつ心身の状態が就労に支障がないと認められる者とする。
  - 2 自立支援事業の地域生活移行支援の利用対象者は、原則として就労支援の利用対象者で、就労を確保し、自立支援住宅の利用期間中において必要な一定の収入が見込まれる者とする。

(利用期間)

- 第9 利用者が自立支援事業を利用できる期間は、緊急一時保護事業利用期間を通算して6か月を超えないものとする。ただし、地域生活移行支援の利用者が、直ちに居住場所の確保が困難な場合は、アセスメント結果に基づく施設長の意見を参考にし、1か月を上限として利用期間を延長することができる。
  - 2 利用承諾の解除及び利用期間の延長の承諾については、施設長の意見を参考に福祉事務所長が決定する。

(利用の手続き等)

- 第10 自立支援事業を利用しようとする者は、福祉事務所長に、直接、又は施設長を経由して利用申込をしなければならない。
  - 2 利用申込を受けた福祉事務所長は、緊急一時保護事業によるアセスメント結果等に基づき当該利用申込者の状況を調査し、利用対象者であると認めるときは、生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)に基づく支援決定を踏まえ、利用を承諾するものとする。
  - 3 福祉事務所長は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、利用承諾を行わないものとする。
    - 第8の利用対象者に該当しないと認められるとき
    - 大綱第2第1項第3号に掲げる目的を達成するについて、不相当と認められるとき
    - 生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づく生活保護に該当すると認められるとき
    - 自立支援事業における宿泊援護の利用定員に達しているとき
    - 当該申込者が利用することによって、他の利用者に著しい迷惑を及ぼす恐れがあると認められるとき

既に自立支援事業を利用したことがある者の利用申込であって、別に定める再利用の要件に該当しないとき

その他、自立支援事業の運営上特に支障があると認められるとき

- 4 自立支援事業の地域生活移行支援を利用しようとする者は、支援会議における選定を経なければならない。
- 5 施設長は、支援会議において選定された者について、福祉事務所に報告し、その承認を得て地域生活移行支援の利用の決定を行うものとする。

#### (利用承諾の解除)

第11 福祉事務所長は、第9に規定する利用期間が終了したとき、生活困窮者自立支援法による支援の対象とならなくなったとき又は利用者の居住場所が確保され地域生活に移行したときは、利用の承諾を解除する。

- 2 前項にかかわらず、福祉事務所長は、次の各号のいずれかに該当する利用者について、施設長の報告に基づき利用の承諾の解除をすることができる。

就労による自立の可能性がないと認められるとき

長期間の入院等により治療が必要と認められるとき

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)に定める感染症と認められるとき

第13に規定する利用者の遵守事項に著しく違反したとき

- 3 福祉事務所長は、前項の規定により利用の承諾を解除する場合は、施設長と協議するものとする。

- 4 施設長は、次の各号のいずれかに該当する者については、自立支援住宅の利用期間終了を待たずに地域生活移行支援の利用決定を解除することができる。

長期間の失職等により就労継続が見込めない場合

自立支援事業利用者が就労しているにもかかわらず一定の収入を確保できない場合

自立支援事業利用者が自立支援住宅利用中に遵守すべき事項に著しく違反した場合

#### (利用者負担)

第12 この要綱に基づき委託法人が実施する自立支援事業については、利用者負担を求めない。ただし、地域生活移行支援により自立支援住宅を利用する利用者の飲食物費は、原則自己負担とする。

- 2 施設長は、自立支援事業により利用者に給付されるものを除き、利用者の地域生活に必要な経費等について、利用者の依頼に基づき利用者から納付させ、別に定めるところにより管理することができる。

- 3 施設長は、地域生活移行支援利用者に対し、居住費その他の地域生活移行に必要な経費相当額(自立促進積立金)を納付させ、別に定めるところによ

り管理することを原則とする。

(利用者の遵守事項)

第13 利用者は次の事項を遵守するものとする。

施設内において実施する生活相談及び指導、健康診断、アセスメントの実施に協力し、生活習慣や健康の回復に努力すること

福祉事務所長及び施設長の指導にしたがい社会復帰に努力すること

医師等の指示に基づかない薬物を使用しないこと

酒類を飲まないこと

無断で外出又は外泊したり、施設内に部外者を立ち入らせないこと

けんか口論をしないこと

施設内にみだりに印刷物を掲示しないこと

施設内に危険物を持ち込まないこと

施設内の設備や物を壊したり、施設外に持ち出さないこと

指定された場所以外で、火気使用及び喫煙しないこと

収入が発生する場合は、施設長に申告すること

金銭の賃借をしないこと

浪費をつつしみ、賭け事をせず、預貯金に努めること

共同生活の場の清潔と秩序維持に必要な職員の指示に従うこと

その他、施設長が定める事項を遵守すること

2 自立支援住宅又は就労支援住宅に入居する自立支援事業利用者及び地域生活移行支援利用者は、前項に定める遵守事項のほか、次の事項を遵守しなければならない。

自立支援住宅又は就労支援住宅が存する地域のルールに従い、近隣住民に対し迷惑になるような行為を行わないこと

自立支援住宅又は就労支援住宅の内外を清潔に保つこと

定められた時に自立促進積立金を納付すること

(施設長の責務等)

第14 施設長は、利用の承諾がされた者につき、正当な理由なくその利用を拒んではならない。

2 施設長は、常に、利用者の就労による自立を支援するよう努めなければならない。

3 施設長は、就労状況等利用者の自立に向けての取組状況を常に把握し、福祉事務所長に報告しなければならない。

4 施設長は、第11に定める利用承諾の解除を伴う協議を行うときは、支援会議を主宰し、これに福祉事務所職員の参画を得るものとする。

5 施設長は、前項に定めるほか、必要に応じて、利用者についてのケース会議に福祉事務所職員の参加を求めることができる。

6 施設長は、第3第2項第5号の支援にあたり、あらかじめ訪問相談支援業

務計画を策定するとともに、その必要な体制を確保しておかなければならない。

- 7 施設長は、前項に定める訪問相談支援業務計画の策定にあたっては、ブロック別協議会等において福祉事務所長と協議しなければならない。
- 8 施設長は、利用者について、第11に該当する事由が生じたと認めるときは、速やかに福祉事務所長に報告するとともに、利用承諾の解除を求めることができる。
- 9 施設長は、地域生活移行支援を行うにあたっては、次に掲げる各号についての責務を負う。

支援会議を主宰し、その結果に基づき地域生活移行支援利用者の選定を行うこと

利用者の自立支援住宅での生活状況及び就労状況を把握し、その評価を行うこと

利用者に自立促進積立金の納付を励行させるとともに、積立金を適正に管理すること

自立支援住宅における支援を終了した利用者について、支援方針を福祉事務所と協議し、必要な措置を講じること

#### (委託法人の責務等)

- 第15 委託法人は、自立支援事業を実施するにあたっては、施設の適正な管理に努めるとともに、施設の機能維持に必要な修繕及び法令に定める点検業務などの責務を負う。
- 2 委託法人は、就労支援及び地域生活移行支援を実施するにあたり、自立支援住宅又は就労支援住宅を確保するため、東京都の確保調整に基づき、賃貸契約を締結する。
- 3 委託法人は、事業運営協議会が定める「路上生活者対策施設の建設及び設備に関する基準」に基づき自立支援住宅において日常生活を営むに必要な用具・設備を備えるとともに、維持管理に努める。
- 4 委託法人は、自立支援事業を実施するにあたり、相談記録のほか利用者に関する台帳及び経理に関する帳簿等必要な書類を備えなければならない。
- 5 委託法人は、自立支援事業に関する会計経理を明確にして管理しなければならない。
- 6 委託法人は、毎月及び自立支援事業終了時、自立支援事業の運営に関して、速やかに事業運営協議会に報告するものとする。

#### (職員)

- 第16 委託法人は、自立支援事業を実施するため、自立支援施設職員配置基準に基づき施設長、事務員、指導員、相談員、医師、看護師、その他必要と認められる職員を置かなければならない。
- 2 前項の職員については、施設長を除き、自立支援事業の運営に支障を生じ

ない範囲で非常勤職員とすることができる。

3 職員の配置基準は、事業運営協議会が協議のうえ、別に定める。

(委 任)

第17 この要綱に定めるもののほか、この要綱に必要な事項は、別に定めることができる。

附 則

この要綱は、平成12年8月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年10月10日から施行する。

附 則 (平成20年2月29日特別区厚生部長会決定)

1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

2 路上生活者自立支援事業実施要綱(平成15年10月10日付、以下「旧要綱」という。)は、平成20年3月31日をもって廃止する。

3 この要綱施行の際、現に旧要綱に基づき自立支援事業の利用承諾を得ている者については、この要綱第9による利用承諾を得た者とみなす。

附 則 (平成22年7月20日特別区福祉主管部長会決定)

この要綱は、平成22年10月1日から施行する。ただし、第3ブロック、第4ブロック及び第5ブロックにおける自立支援事業については、当分の間、従前の例により実施するものとする。

附 則 (平成25年3月18日特別区福祉主管部長会決定)

平成22年7月20日付特別区福祉主管部長会決定にかかる附則ただし書きは、すべての緊急一時保護センターの事業終了に伴い、平成25年2月1日付で廃止する。

附 則 (平成27年3月17日特別区福祉主管部長会決定)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年8月22日特別区福祉主管部長会決定)

1 この要綱は、令和7年3月31日から施行する。

2 施行日以前に実施する自立支援事業については、改正前の要綱を適用するものとする。ただし、可能な限り改正後の要綱を遵守するものとする。

附 則 （令和6年3月25日特別区福祉主管部長会決定）

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

2 令和6年3月31日以前に自立支援事業の利用承諾された者については、改正前の要綱を適用するものとする。

3 令和5年8月22日特別区福祉主管部長会決定にかかる附則第1項を令和6年4月1日から施行すると改正する。